

令和5年

第17回福岡県教育委員会会議（臨時会）会議録

日 時 令和5年10月13日（金）
開会 14時00分 閉会 14時45分

場 所 福岡県庁4階 教育委員会会議室

【議事等】

1 議事

第33号議案 福岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則の制定について

第34号議案 県立学校長の人事について

第35号議案 令和5年度福岡県教育文化表彰について

2 その他

(1) 令和5年9月定例県議会について

【内 容】

1 出席者

教育長：吉田法稔

委 員：前田恵理、木下比奈子、堤康博、久保竜二、松浦賢長

2 欠席者

なし

3 出席職員

副教育長 上田哲子、教育監 山本博康、教育総務部長 松永一雄、

教育振興部長 田中直喜、総務企画課長 富松文夫、財務課長 坂田茂樹、

教職員課長 日高吉三郎、施設課長 綾部耕士、文化財保護課長 比山裕隆、

高校教育課長 馬渡寛子、義務教育課長 中嶋健一、特別支援教育課長 三澄妙子、

人権・同和教育課長 井上幹雄、体育スポーツ健康課長 中野一成 外

4 傍聴者等数

0名

5 議事録

【吉田教育長】

ただ今から第17回教育委員会会議臨時会を開催いたします。

本日の案件につきましては、お手許に配布している資料のとおりです。審議に入ります前に、非公開発議の有無を確認します。本日の案件の中で、非公開で審議することが適当なものはないでしょうか。

<久保委員が挙手>

【久保委員】

はい。第34号議案は人事に関する案件、第35号議案は個人及び団体の顕彰に係る案件ですので非公開とする発議をいたします。

【吉田教育長】

ただいま、久保委員から非公開の発議がありましたので採決をとりたいと思います。非公開とすることに賛成の方は挙手願います。

< 全 員 が 挙 手 >

【吉田教育長】

全員賛成でございますので第34号議案及び第35号議案につきましては非公開とします。この他非公開で審議することが適当なものはないでしょうか。

< な し >

【吉田教育長】

ないようですので、以上で、非公開発議の確認を終わります。

本日の会議は、公開にてその他（1）及び第33号議案を審議した後に、非公開にて第34号議案及び第35号議案を審議することといたします。

それでは、その他（1）「令和5年9月定例県議会について」を上田副教育長、お願いします。

○その他（1） 令和5年9月定例県議会について

【上田副教育長】

それでは、令和5年9月定例県議会について御報告させていただきます。

<上田副教育長が資料に沿って説明>

【上田副教育長】

報告は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【吉田教育長】

本案件について御意見や御質問がありましたらお願いいたします。

【松浦委員】

17ページの4番、アレルギーに関する答弁についてですが、宗教対応食についてどのくらい議論されているか教えてください。

【中野体育スポーツ健康課長】

各市町教育委員会、そして各学校の方で個別に対応されていると伺っております。保護者の申し立てがありますので、学校の方は校長・担任を中心に十分配慮したうえで、例えば弁当持参にする等、対応していると聞いております。

【松浦委員】

2020年度から静岡市が試験的にハラル食を導入しているのですが、宗教対応食が必要なご家庭が多い地域で、自治体全部で行っている例は県内であるのでしょうか。

【中野体育スポーツ健康課長】

私の方には各市町のハラル食の対応を学校給食で行っているという情報は今のところございません。

【松浦委員】

ありがとうございました。

【吉田教育長】

他にございませんか。

【堤委員】

男性職員の育児休業についてですが、期間というのはだいたいどのくらい取得されているのか、それから男女共ですけれども、取得後戻ってきたときに、医療で言えば再教育といったような取り組みがあるのですが、そういった取り組みはあるのでしょうか。

【富松総務企画課長】

期間については資料を取り寄せておりますので少々お待ちください。再教育についてですが、事務職員については、復職にあたって特段研修を行うといった個別の取り組みはございません。

【日高教職員課長】

教育職員についても、育休明けであるからといって再教育を行うということはございません。

【堤委員】

それぞれで自主的に準備をするということでしょうか。

【上田副教育長】

学校の情報がわからないということがないように、育児休業中の職員にも色々な案内であるとか、最近の状況であるとか、そういったわかる資料を適宜送付するよう各所属に指導しております。

【堤委員】

本人が休業している間は誰かが穴埋めをするわけですから、それが臨時的にやられるのかそこに完全に入ってしまうのか、自分の戻るところが必ずしも元のところではないということもあり得るのかなと思ったものですから、そういった場合はどうなっているのかなど。基本的には元の所に戻るのが通例なのですか。

【日高教職員課長】

育児休業を取得した職員の代替は全て講師という形になりますので、職員自体は元の所に戻るということになります。

【堤委員】

ありがとうございました。

【吉田教育長】

期間についてはしばらくお待ちください。そのほか何かございますか。

【木下委員】

1 ページの県立高校生の海外経験についてです。まだコロナ前には戻っていないとのことですが、関連して海外修学旅行について伺います。修学旅行の費用の目安やこの訪問先にするのか、海外にするのか国内にするのか等、行先を決めるのは完全に学校に任せているのでしょうか。というのは、今海外旅行の値段があがっているので、あまり高い金額の海外修学旅行を決めてしまうと、行けないと言われるご家庭の事情があると思われましたので、そのあたりの基準等あれば教えてください。

【馬渡高校教育課長】

海外修学旅行の費用に関して、具体的に金額を示しての基準というのはございません。ただ、保護者に過度な負担にならないようにという一般的な考え方は示しております。費用訪問先共に学校の教育活動の一環となりますので、学校の方で適切に判断するというのが基本となりますが、海外修学旅行の場合は、必ず当課に計画書・実施協議というのが提出されまして、我々の方で教育活動がしっかり取り組まれているか、安全対策がしっかりできているか確認をして、実施をするという流れになっております。そしてコロナ禍前に比べて、海外の修学旅行であるとか海外の研修というのは少ないのですが、今木下委員がおっしゃったように、海外に渡航する費用が高額になっていることも要因であると考えておりまして、最近では、国内修学旅行と海外修学旅行の両方を実施して、生徒が選択できるようにしている学校もかなりあると認識しております。

【木下委員】

ありがとうございました。

【吉田教育長】

他にございませんか。

【久保委員】

7ページの校務支援システムのところですが、令和3年度は月80時間を超えた人が4割減少ということで、時間で言うと何時間減ったのでしょうか。実際81時間が79時間に減った場合でもおそらくカウントされるのですが、2・3時間では意味がない、10時間くらい減少したのであれば費用対効果があったのではないかと思います。

【日高教職員課長】

ここで答弁したデータというのは、月80時間を超えた超長時間勤務をした職員の月平均の人数がどのくらいだったかというものです。元年度は月平均で633人、80時間を超える長時間勤務をした者がいたのですが、令和3年度は392人に減っています。システムを入れた効果で一人一人の時間がどのくらい減ったかというのは正直掴みきれないところがございます。これはいろんな取り組みをした中で、超長時間勤務の分は確実に減っているというのを答弁させていただいております。

【久保委員】

ありがとうございました。

【吉田教育長】

他にございませんか。

【前田委員】

19ページのライフジャケットについてですが、今年夏休みに入っただけで、三人の方が犠牲になるという痛ましい事故がありました。報道でも来年度から県がライフジャケットの講習をすると聞いているのですが、子供が遊びに行くときに、わざわざライフジャケットを持っていくというのは考えにくいわけで、たまたま遊びの中で、あそこで遊んでみたいとか、ちょっと水に入ってみようかとなってそれが事故に繋がっているのではないかと思います。もちろんライフジャケットを着けていれば良いのですが、いつも持って歩くわけでもないし、自転車のヘルメット着用というのもこれから浸透しないといけない中で、この場合地域を巻き込んだ危険箇所のチェックであるとか、看板を立てるといような取り組みを同時に行えばいいのかなと思います。もちろん命を守るためにライフジャケットの着用というのは大事だと思うのですが、現実と合っていないのかなと思いました。地域の取組についてよろしくお願ひいたします。

【中嶋義務教育課長】

ライフジャケットの着用の件については、ご指摘のとおり心構えを徹底していくことでしかないのかなと思います。そのために教員が体験をして、その上で体験に基づいた指導ができるようにとのことで、今回研修を思い立っております。ご指摘の看板などのハード整備についてですが、これも今回の議会の中で、教育長ではなく知事に対して、県土整備部の所管として質問が行われ、対応がされる旨答弁されております。

【前田委員】

ありがとうございました。

【吉田教育長】

他にございませんか。

【富松総務企画課長】

先程の堤委員の御質問の件でございます。令和4年度の育児休業の状況ですが、子供が生まれた男性職員数は105名でした。そのうち育児休業を取得した男性職員が23名、21.9%となっております。それぞれの育児休業の取得の期間ですが、今手元に資料がございませんので、少し昔の資料ですが、令和2年度の状況で申し上げ

ますと、半数以上が3か月未満、短期での育児休業の取得となります。

【堤委員】

ありがとうございました。長期となると再就業に対するハードルが上がるということでどの程度の数字かなと思って質問させていただきました。

【吉田教育長】

他にございませんか。

【松浦委員】

19ページのライフジャケットに件についてですが、この事故に対して、当該市において記者会見を開いていたと思います。記者会見を開く根拠というのはあるのでしょうか。3人の水難事故にまず責任があるのは学校の設置者たる自治体だと、そういう流れで記者会見を行うのでしょうか。

【中嶋義務教育課長】

今回記者会見を行ったのは子供が所属しておりました学校の校長であったと記憶しております。今回の記者会見の対応は、記者の方の関心が高く、正確な情報を一元的に出したほうがいだろうとのことで、市としての考えがあって記者会見を行っていると考えております。法的根拠やマニュアルがあるといったことではございません。必要な情報を正確に届けるということで、記者会見したり情報提供したり取材に応じたり、その場に応じた対応がされていると考えております。

【松浦委員】

学校に責任があるということではないということでしょうか。

【中嶋義務教育課長】

今回の事故につきましては学校の管理下ではございません。

【松浦委員】

となると、河原で遊んでいる子供たちがいて、結構浮足立っていると。そういった状況を見かけたときには学校に連絡するのではなくてどちらに電話すればよいのでしょうか。

【中嶋義務教育課長】

状況によると思うのですが、例えば河川を管理しているところが考えられます。できればその場で注意していただきたいのですが、学校の教育活動の中で危険箇所に入らないとか、自分の命を守る大切さであるとか、そういった指導に生かすためのご指摘ということであれば、学校に御連絡もあり得ると思いますが、それをもって学校が注意しに向くというのは違うのかなと思います。

【松浦委員】

ありがとうございました。

【堤委員】

今地域の中での学校の位置づけ、いろんな地域との交流を深める枠組みができていますよね。その中で一緒になって地域の危険な箇所であるとか、子供を見守るとかそういった取り組みの中でやっていくことではないかと思うのですがいかがでしょうか。

【中嶋義務教育課長】

おっしゃる通りで地域の方々の御理解と御協力で登下校の見守りであるとか、夜間ながらの防犯の見守りであるとか、そういった一環の中で、地域の子どもの遊び場を皆で見守っていくといいますか、そういった活動も必要になってくるのだろうと思います。学校だけが担うというのは難しいことだと思います。

【堤委員】

そういった場があるのであれば、そこを積極的に活用してやっていくと良いのかなと思います。

【松浦委員】

同年代の地域の方と私が偶然知り合いで、この事故について話したことがあるのですが、私たちの時もよく遊んでいて、危ないところはわかっていたと。そうすると、河原で遊んでいる子どもたちを見たときに地域の人たちが皆危ないと思って連絡するなり、対応しようかということは、こちら側が期待するようにはならないのかなと思いますので、まずは地域の住民組織から啓発が必要かなと思います。最後にこの事案について検証委員会とかは開かれているのでしょうか。

【中嶋義務教育課長】

私共も報道で見た限りではありますが、宮若市の関係者の方、市長を含めて、現場

の視察であるとか、川沿いの危険箇所が他にどういふところがあるか点検をしているとの報道がありましたので、今回の事案の検証委員会がどうかの把握はしておりませんが、今回の事案を受けた現場の確認というのはされているようでした。

【松浦委員】

なかなかこの事故は、これに限らずご遺族の心情への配慮というのがあり、検証するのは難しいとも思うのですが、再発防止をするのであれば必ず必要なプロセスであるのは間違いないので、報告があれば我々にも共有していただきたいと思います。

【吉田教育長】

他にございませんか。

< な し >

【吉田教育長】

特にないようでございますので、本報告については終了いたします。

続きまして、第33号議案「福岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則の制定について」を三澄特別支援教育課長お願いします。

○第33号議案 福岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則の制定について

【三澄特別支援教育課長】

それでは、福岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則の制定について、御説明させていただきます。

<三澄特別支援教育課長が資料に沿って説明>

【三澄特別支援教育課長】

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【吉田教育長】

説明は終わりました。本案件について御意見や御質問がありましたらお願いいたします。

< な し >

【吉田教育長】

特にないようでございますので、本議案については可決いたします。

<以降非公開審議となった>

○第34号議案 県立学校長の人事について

県立学校長の人事について、審議の結果、原案どおり可決した。

○第35号議案 令和5年度福岡県教育文化表彰について

令和5年度福岡県教育文化表彰について、審議の結果、原案どおり可決した。

(14:45)

教育長

委員